

**吉野川水系三好西部圏域
河川整備計画（変更）
（指定区間）**

平成 25 年 12 月

徳 島 県

はじめに

吉野川水系三好西部圏域における河川整備計画（指定区間）は、平成15年9月に策定され、これに従い整備が進行していたところ、平成22年9月に国土交通大臣よりダム事業の検証要請を受け検証を進めた結果、平成25年1月、柴川生活貯水池の整備中止が決定され、柴川谷川の河川整備計画を変更する必要性が生じた。そのため、本計画は柴川谷川の整備計画を見直すとともに、当初の河川整備計画策定以降に得られた新しい観測値および知見、さらには社会情勢の変化状況などの情報を加え、変更を行ったものである。

目次

1 圏域及び河川の概要	1
(1) 圏域の概要	1
(2) 地形・地質	1
(3) 気候	1
(4) 景勝地・観光	1
(5) 土地利用の状況	2
(6) 産業構造	2
(7) 歴史・文化	2
(8) 河川の概要	3
2 現状と課題	5
(1) 治水に関する現状と課題	5
① 治水	5
② 河川の維持管理	6
(2) 利水に関する現状と課題	7
(3) 河川環境に関する現状と課題	8
① 動植物	8
② 水質	9
③ 河川空間の利用	10
3 河川の整備の目標に関する事項	11
(1) 河川整備計画の対象区間	11
(2) 河川整備計画の対象期間	11

(3) 河川整備計画の見直し.....	12
(4) 洪水, 土砂災害等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標.....	12
① 洪水による災害の防止又は軽減.....	12
② 土砂災害の防止又は軽減.....	12
③ 河川の維持管理.....	13
(5) 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項.....	13
(6) 河川環境に関する事項.....	13
① 動植物.....	13
② 水質の保全.....	13
③ 河川空間の利用.....	13
4 河川の整備の実施に関する事項.....	14
(1) 河川工事事の目的, 種類及び施工の場所並びに当該河川工事事の施工により設置 される河川管理施設の機能の概要.....	14
① 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項.....	14
(2) 河川の維持の目的, 種類及び施工の場所に関する事項.....	16
① 洪水による災害の防止又は軽減に関する事項.....	16
② 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	16
③ 河川環境の整備と保全に関する事項.....	17
5 連携・協働.....	18
(1) 地域住民・関係機関等との連携・協働.....	18
(2) 危機管理体制・水防活動.....	19

1 圏域及び河川の概要

(1) 圏域の概要

河川整備計画の対象区域である三好西部圏域は、吉野川上流部（河口から約 130km～150km の区間）の徳島県と高知県の境に位置する徳島県知事管理区間を対象とし、徳島県三好市山城町の全域と市西祖谷山村徳善付近の吉野川右岸沿い区域、および同市池田町三縄地区の一部を含めた約 170km²の区域である。

圏域内人口は約 5 千人で、そのほとんどが河川沿いに集中している。また、三好市全体で高齢化が進んでおり、限界集落の区分では、55 歳以上の人口比が 50%以上の準限界集落となっている。

(2) 地形・地質

圏域の地形は、標高 1,158m の三傍示山をはじめとする急峻な山地で占められていて、面積の約 9 割が山林である。圏域の河川は、その大半が深い溪谷を形成しながら山間部を流れる急流河川である。

この圏域の地質は、地質区分上三波川帯に属し、緑色片岩などの変成岩類により構成される。大歩危付近は砂質片岩が露出し、その一部は地質学的にも貴重な礫質片岩を含み、「祖谷、三名の含礫片岩」として徳島県天然記念物に指定されている。また、現在三好市では大歩危の一部について、国の天然記念物の指定を目指して動いており、景勝地としてだけでなく、「後世に残すべき貴重な地質帯」として、学術的な価値も合わせて示していきたいとしている。

(3) 気候

この圏域の気候は、大きく 2 つの気候区分に分けられる。北部は雨が少なく湿度の低い瀬戸内気候の性格に近く、南部は夏季が冷涼、冬季は寒さが厳しく曇りの日が多く、湿度の変動が激しい山岳気候に近い性質を持っている。昭和 56 年（1981 年）～平成 22 年（2010 年）の 20 年間における年平均降水量及び年平均気温は、北部（池田観測所）で約 1,400mm, 14.1℃, 南部（京上観測所）で約 2,200mm, 12.0℃である。

(4) 景勝地・観光

吉野川の大歩危、小歩危は、日本の山峡を代表する景勝地として知られ、剣山国定公園の一部に含まれる。また、ホンシャクナゲの群落がみられる野鹿池山は、徳島県自然環境保全地域に指定されている。三好市山城町では、これら景勝地や歴史資源を町の観光施設と密接に結びつけ、地域の活性化

を図っている。

また近年では、世界有数とされる吉野川の激流を利用したラフティングを中心としたレジャーが盛んになっており、多くの観光客が訪れるとともに、インストラクターなどの比較的若い人材の転住に結びついている。

(5) 土地利用の状況

この圏域は、ほとんどが急峻な山地であることから大半（三好市で約 87%）が森林となっており、平坦地が少ない。そのため、三好市では畑地が 0.3%、水田が 0.2%、宅地が 0.9%に過ぎず、徳島県の土地利用率の平均と比べてかなり低い割合となっている。

(6) 産業構造

この圏域（三好市山城町）では、昭和 40 年には農業・林業と建設業の割合が高い地域となっていたが、第一次産業の農業・林業は減少の一途を辿り、第二次産業は昭和 55 年～60 年頃をピークにして減少を続けている。第三次産業の就業者数は、全体の就業者数が昭和 40 年から平成 17 年にかけて約 2/5 に減少しているにもかかわらず大きな変動がなく、大きな割合を占めるようになっている。

第三次産業の中でも近年は、圏域内の観光産業が盛んになっていること、高齢化が進んでいることから、「卸売・小売業」及び「医療、福祉」が大きく伸びている。

(7) 歴史・文化

この圏域は、古くからの交通の難所として知られている他、「天保てんぽうの山城谷やましろだに一揆いっき」をはじめ中世から近世にかけて数々の争いが起きている。また、銅山川では江戸末期から明治時代に鉱毒事件が発生し、魚類が死滅するなど甚大な被害を受けた歴史が残されている。

このほか、当圏域を彩る文化として、銅山川流域で行われるかねおど鉦踊りは古式ゆかしい伝統行事で、徳島県無形民俗文化財に指定されている。

(8) 河川の概要

この圏域では吉野川が南から北に流れ、これに県管理の 9 支川が流入している。このうち、一次支川は銅山川、白川谷川、藤川谷川、紺屋谷川、牛首谷川の 5 河川、二次支川は、相川、柴川谷川、黒川谷川、仏子谷川の 4 河川である。また、この圏域を流れる吉野川は県管理区間（指定区間）となっている。（図表 1）

吉野川は、その源を高知県吾川郡の瓶ヶ森（標高 1,896m）に源を発し、四国山地に沿って東に流れ、銅山川や祖谷川などと合流しながら徳島市で紀伊水道に注ぐ幹川流路延長 194km、流域面積 3,750km² の一級河川である。

銅山川は、愛媛県と徳島県にまたがり、上流区間は愛媛県の管理となる。吉野川の支川の中で河川延長が最も長い河川であり、愛媛県新居浜市別子山の冠山に源を発し、法皇山脈を東に流れた後、三好市山城町に入り吉野川に合流している。

銅山川の左支川である相川及び柴川谷川の両河川は、三好市山城町と同市池田町の境界となっている尾根に源を発し、山間部を南に流れ銅山川へと合流する。銅山川の右支川である黒川谷川は、源を同市山城町塩塚峰に発し、同市山城町政友において南側から銅山川に合流している。

圏域の中部を流れる白川谷川は、左支川である仏子谷川をはじめ、多くの支川を合わせながら深い溪谷を北東に流れ、三好市山城町白川口において吉野川に合流している。

圏域の南部を流れる藤川谷川、紺屋谷川、牛首谷川は、何れもよく似た河川の状況を呈しており、野鹿池山をはじめとする山々にそれぞれの源を発し、山間部を東に流れ吉野川に合流している。



図表 1 三好西部圏域概要図



2 現状と課題

(1) 治水に関する現状と課題

① 治水

三好西部圏域の河川は、そのほとんどが両岸を切り立った岩盤が迫るV字型の河川形状をなしており、白川谷川及び柴川谷川を除き、これまで計画的な河川改修の対象となることはなかった。

白川谷川は、昭和58年の台風10号による洪水氾濫により、三好市山城町白川地区を中心に家屋流失、倒壊、浸水など甚大な被害が発生し、住民生活や経済活動に大きな影響を与えた。このため、昭和58年～昭和60年に実施された災害復旧工事において、必要とされていた河川改修も合わせて実施したため、河川局部改良事業としては休止となっている。その後、白川谷川では大きな洪水被害は発生していない。

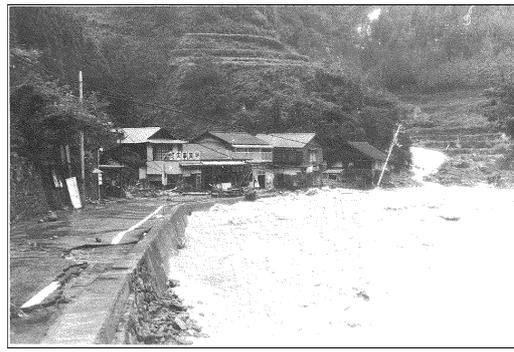
柴川谷川では、平成4年度から柴川谷川の治水対策と周辺地域の水道用水の確保を目的とした柴川生活貯水池を建設する全体計画を立案し、平成9年度より工事着手したが、平成22年9月に国土交通大臣よりダム事業の検証要請を受け検証を進めた結果、平成25年1月に柴川生活貯水池の整備中止が決定し、現在、治水・利水対策の代替案に基づいて事業化を進めているところである。

その他の河川では、浸水被害や人的被害には至らないものの、たびたび集中豪雨や台風により河岸が被災し、局所的な改修工事や災害復旧工事が実施されている。また、この圏域の河川は砂防指定地に指定されている箇所が多く、土砂災害や深層崩壊に対する対策が多く実施されている。

図表 2 主な洪水による被害状況

災害発生日	災害名称	河川・地区名	被害状況
昭和54年9月24日 ～10月1日	台風16号	柴川地区	宅地浸水0.1ha, 床上浸水1戸, 床下浸水1戸
昭和58年9月24日 ～9月30日	台風10号	白川谷川	宅地浸水1.1ha, 全壊流出家屋11戸, 半壊3戸, 床上浸水21戸, 床下浸水4戸
		重実地区	〃 0.1ha, 床上浸水2戸
		政友地区	〃 0.1ha, 床下浸水1戸

出典) 水害統計(国土交通省)



出典)町制施行 30 周年記念山城町勢今昔(山城町,1986)

図表 3 昭和 58 年台風 10 号による白川谷川の被害状況 (左 : 白川地区, 右 : 光兼地区)

② 河川の維持管理

三好西部圏域の河川はその特性から、柴川谷川を除き今後、計画的に河川改修が進められる予定はないが、河川沿いが道路及び宅地、農地など生活の基盤の地として利用されていることが多いため、一度被災すると、避難及び物資輸送が途切れるなど、生活へ及ぼす影響は大きい。

このため、河川の維持管理に関しては、河川巡視・点検等により、河道、河岸、河川管理施設、さらには周囲の山の状況も合わせて監視し、変位等が確認された場合は早急に対処するなど、河川被害を未然に防ぐとともに、被災した場合は迅速に機能復旧が出来るように備えていく必要がある。

(2) 利水に関する現状と課題

三好西部圏域を流れる河川の流水は、現在、農業用水、発電用水および水道用水として利用されている。

農業用水及び発電用水については、これまで大きな渇水被害は記録されていないが、水道用水については、水道普及率が80.2%（三好市）と県内の水道普及率である95.7%を大きく下回っている。

柴川谷川流域とその周辺の地域を計画給水区域とする北部簡易水道（計画給水 180m³/日）は、現在柴川谷川の支流から取水（100m³/日）が行われ、一部給水が開始されている。当区域内の未給水地区では、生活用水を沢水や湧水に頼っているが、渇水により湧水が枯渇すると沢筋まで用水を汲みに行くなど窮状が新聞報道されている。このため、隣接する川口簡易水道の拡張が実施されている。

図表 4 水利権の現況（1/2）

【農業用水】

水系名	河川名	水利使用者数	水利使用の目的	かんがい面積合計 (ha)	水源種別	主な取水方式
吉野川	柴川谷川	11	かんがい	2.21	表流水	石積堰
	黒川谷川	12	かんがい水車用	6.65	表流水	石積堰, コンクリート堰, 木積堰, せいで取水
	相 川	11	かんがい	1.83	表流水	コンクリート堰, 土俵堰, 1寸ホース, 練石積堰
	白川谷川	2	かんがい	0.83	表流水	石積, コンクリート堰
	合 計	36	—	11.52	—	—

平成25年3月現在

出典)徳島県耕地課調

【発電用水】

事業者名：四国電力株式会社

発電所名	水系・河川		発電形式	発電方式	市町村名	使用水量		発電電力		発電開始年
						最大 (m ³ /s)	常時 (m ³ /s)	最大 (kw)	常時 (kw)	
白川	吉野川	白川谷川	水路式	流込み式	三好市	0.612	0.37	400	275	T11.3
伊予川	吉野川	銅山川	水路式	調整池式	三好市	17.35	0.60	6,000	0	S22.8
合 計						—	—	6,400	275	—

出典)【平成24年度版】徳島県の河川と海岸 平成25年1月(徳島県県土整備部河川局,2013)より抽出・編集

図表 4 水利権の現況 (2/2)

【水道用水（徳島県許可分）】

市町村名			三好市（旧山城町）
水道名			川口簡易水道
水系名			吉野川
河川名			白川谷川
取水地点			右岸 三好市山城町白川字荒の土 1531 番地先 左岸 三好市山城重実カジヤブチ 531 の 3 番地先
許可 取 水 量	一日当り (m ³)	最大	986
		平均	—
	秒当り (m ³)	最大	0.01141
		平均	—
水源種別			表流水

出典)徳島県の水道 2011.3.31(平成 22 年度末)(徳島県危機管理部, 2011)

(3) 河川環境に関する現状と課題

① 動植物

三好西部圏域の植生は圏域の半分以上をスギ・ヒノキなどの植林が占め、残りも伐採跡に発生した二次林がほとんどであるが、吉野川の川辺ではヤナギ低木のほか、キシツツジ、イワカンスゲ、アオヤギバナなどの溪流の岩上に特徴的な植生が生育している。なお、吉野川や銅山川に沿った山地斜面ではスギ・ヒノキの植林地と二次林であるコナラ群落が混在している。

吉野川をはじめ圏域を流れる河川では、アユ、アマゴ等の魚が生息している。吉野川の鮎戸瀬^{あどのせ}は古くからアユの漁場として知られており、ウナギ等とともに地元の漁業組合や日本ラフティング協会などにより稚魚放流がなされている。また、黒川谷川等ではホタルの生息が確認されるなど、圏域を流れる河川は、動物の生息の場としても貴重な空間を形成している。

平成 10 年～16 年度に実施した環境調査によれば柴川谷川に生息する動物は、14 種類の哺乳類、オオタカ（環境省 RL：準絶滅危惧、徳島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類）やヨタカ（環境省 RL：準絶滅危惧、徳島県 RL：絶滅危惧ⅠB 類）といった重要な種を含む 61 種類の鳥類、5 種の両生類、ジムグリ（徳

島県 RL：準絶滅危惧) やヒバカリ (徳島県 RL：準絶滅危惧) といった重要な種を含む 7 種の爬虫類, 重要な種であるタカハヤ (徳島県 RL：準絶滅危惧) を含む 4 種の魚類, 重要な種であるトゲアリ (環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類) を含む 1,091 種の陸上昆虫類, 重要な種であるスクナビル (環境省 RL：情報不足) を含む 152 種の底生動物等が確認されている。

また, 流域内の植生は, 一部に自然性の高いシラカシ群落やケヤキ群落が見られるものの, 林業や耕作等による人為圧を受けた代償植生のコナラ群落やスギ・ヒノキ植林が大半を占めている。陸上植物では, エビネ (環境省 RL：準絶滅危惧, 徳島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類) やナンカイアオイ (環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類, 徳島県 RL：準絶滅危惧) といった重要な種を含む 494 種, 付着藻類では, 重要な種であるタンスイベニマダラ (環境省 RL：準絶滅危惧) を含む 109 種が確認されている。

このように良好な自然環境が残されているところも多いため, 治水・利水事業を進めるにあたっては, 河川環境の保全のための十分な調査や配慮が必要である。



写真 タカハヤ



写真 エビネ

② 水質

この圏域の河川の水質は, 吉野川の大川橋上流が河川 AA 類型(BOD75%値 1mg/l 以下)に指定されており, 環境基準点である吉野川(大川橋)における平成 14 年度から平成 24 年度までの BOD75%値はいずれも環境基準を満足している。しかし, 圏域の污水处理人口普及率は 42.3%と, 徳島県全体の 51.1%に比べても低い。

銅山川は, 新宮ダムなど上流ダム群からの分水により, 愛媛県四国中央市宇摩地区(土井町及び新宮町)にかんがい用水を, 同市伊予三島・川之江地区に水道用水及び工業用水を供給してきた結果, 水無し川となり, 愛媛県四国中央市新宮町から吉野川の合流点までの河川環境が悪化していた。このような河川環境を改善するため, 平成 10 年 2 月に「銅山川の河川環境を考える懇談会」が発足し, 毎年懇談会を開催している。懇談会においては, 現地調査及び水生生物調査学習会などを実施するとともに, 平成 22 年 8 月から, 銅山川ダム群が連携して弾力的管理試験に着手し, 社会実験を行い

ながら、河川環境を改善するため、放流試験を実施している。

③ 河川空間の利用

この圏域の河川空間は、地元住民や観光客に盛んに利用されており、川を中心としたイベントや催しも多く開催されている。

吉野川では、アユやアマゴなどの溪流釣りが盛んであるほか、舟下りやカヌー、ラフティングなど観光イベントやスポーツが行われている。漁業協同組合連合会とラフティング協会との間では、河川自由使用の原則のもと、ラフティングによる河川利用の時間的制限等を設定した協定書を締結し、これを遵守することでラフティング愛好者と釣り人によるトラブルの発生を防止する対策をとっている。

銅山川では環境保全を考えるきっかけとするため、住民の交流も兼ねた芋煮会が河川敷で行われており、平成 23 年および平成 24 年には地元小学校において環境学習も開催されるとともに、小学生が日頃行っている環境学習の発表の場ともなっている。また、芋煮会を主催する「伊予川芋炊き実行委員会」は、銅山川中下流域環境保全と地域活性化を目的に平成 11 年 11 月に発足以来、銅山川の清掃活動を中心に、水質浄化活動や水質調査、水生生物調査を実施している。

黒川谷川ではホタル祭りや平野小学校の生徒によるホタルの保護活動などが実施され、自然豊かな環境を利用した催しや活動が多方面にわたり行われている。

藤川谷川では、三好市山城町で語り継がれている妖怪伝承を題材に、川沿いに妖怪モニュメントが設置され、地域の観光名所となっている。

このように河川は、周辺住民や地域の子供達が日常的に自然に親しみ、学べる場としての機能を保ちながら、観光資源及び地域活性化の資源としての重要性が高まっている。

3 河川の整備の目標に関する事項

(1) 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象区間は、図表 5 に示した徳島県管理河川 10 河川とする。

図表 5 河川整備の対象区間

水系名	河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
吉野川 水系	吉野川※	左岸 徳島県三好市山城町下名 右岸 同市西祖谷山村有瀬 (高知県との県境、河口から約150km地点)	祖谷川合流点 (河口から約130km地点)	20.0 (194)
	銅山川※	左岸 徳島県三好市山城町佐連 右岸 同市同町茂地 (愛媛県との県境、吉野川合流点から約9km 地点)	吉野川への合流点	9.3 (54)
	相川	左岸 徳島県三好市山城町相川字梅ノ佐古193番 地先 右岸 同市同町相川字土ノ尾口606番の1地先	銅山川への合流点	2.0
	黒川谷川	左岸 徳島県三好市山城町赤谷字ドウノセ6番地 先 右岸 同市同町赤谷字カメクボ582番地先	銅山川への合流点	4.0
	柴川谷川	左岸 徳島県三好市山城町柴川字イラノムカイ 381番地先 右岸 同市同町柴川字森ノカミ604番2地先	銅山川への合流点	1.9
	白川谷川	左岸 徳島県三好市山城町粟山字布施621番地先 右岸 同市同町粟山同字620番地先	吉野川への合流点	7.6
	仏子谷川	左岸 徳島県三好市山城町平上字下東271番地先 右岸 同市同町仏子字榎ノ本1019番地先	白川谷川への合流点	2.0
	藤川谷川	左岸 徳島県三好市山城町平上字アサゼ785番地 先 右岸 同市同町平上字ツルマキ860番地先	吉野川への合流点	6.0
	紺屋谷川	左岸 徳島県三好市山城町日浦字カイモリ825番 地先 右岸 同市同町大黒川成字柳ノ溝925番地先	吉野川への合流点	1.5
	牛首谷川	左岸 徳島県三好市山城町影字ショウギヤシキ 700番地先 右岸 同市同町影字岡556番地先	吉野川への合流点	1.5

※ 吉野川、銅山川の () 内の数字は河川全体の幹線流路延長を示す。

(2) 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、計画策定年度から概ね 10 年間とする。

(3) 河川整備計画の見直し

計画の対象区間および対象期間は、現時点での流域の社会状況、自然状況、河道状況等を踏まえ策定したものである。今後は、これらの状況の変化や新たな知見・技術の進歩等により、河川整備の変更の必要性が生じた場合には適宜見直しを行う。

(4) 洪水、土砂災害等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

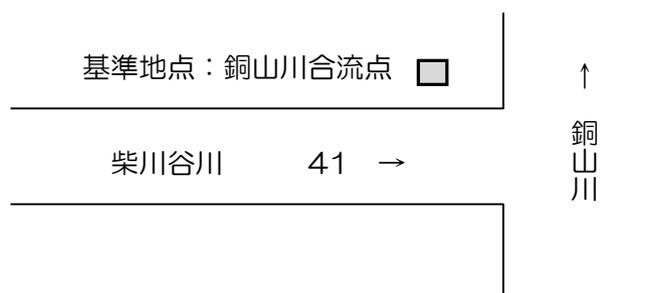
① 洪水による災害の防止又は軽減

各河川の流域の状況、現況の流下能力、災害の発生状況等を考慮し、洪水による災害の防止又は軽減に関しては、柴川谷川を対象とする。年超過確率 1/30 の規模の洪水に対して治水安全度を確保する。

さらに、計画規模を上回る洪水、整備途上における施設能力以上の洪水の発生に対して、関係機関や地域住民との連携を図り、被害の軽減に努める。

図表 6 河川整備計画の対象区間

水系名	河川名	河川延長 (km)	流域面積 (km ²)
吉野川水系	柴川谷川	1.9	2.75



図表 7 計画高水の流量配分図 (単位 m³/s)

② 土砂災害の防止又は軽減

土砂災害が懸念される地域については、関係機関と連携を図り、被害の軽減に努める。

③ 河川の維持管理

河川の維持管理に関しては、整備計画の対象区間を対象とし、河川の現状や地域の特性を踏まえつつ、災害発生の防止や軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、地域住民や関係機関と連携しながら、河川の有する本来の多面的な機能及び、河川整備により向上された機能が維持できるように適切に行う。

(5) 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項

圏域内の河川のうち、河川水の利用が図られている河川については、今後も流水の正常な機能や水利用の現況を十分に考慮した上で、関係機関や利水者等と連携により、適正な水利用を図る。

(6) 河川環境に関する事項

① 動植物

圏域内の河川や河川沿いの山林は、様々な動植物の生息・生育の場となっており、ヤマネなど天然記念物やレッドデータブック掲載の貴重種も確認されていることから、河川整備の実施にあたっては現地調査を実施のうえ、人工的な改変を回避し、最小限に抑えるなど、生物の生育・生息環境および周辺環境にも十分配慮しながら河川環境の保全に努める。

② 水質の保全

吉野川水系の環境基準の類型指定は、大川橋付近から上流が河川 AA 類型及び河川生物 A 類型となっており、三好西部圏域内における水質は、環境基準を満たしている。しかし、流域の汚水処理人口普及率は決して高いとは言えない。関係機関と連携し、継続的に水質調査と生活排水対策を実施し、良好な水環境の維持に努める。

③ 河川空間の利用

気軽に地域住民が川と親しむことができるよう、河川とのふれあいや体験学習等の場について関係機関や地域住民、子供たちと連携・調整を図り、親水性の向上に努め、多くの人々が身近に川とふれあえるよう水辺空間の利用と保全を図る。

また、圏域の河川は古くから観光資源として利用されており、近年さらにその価値は高まっていることから、関係機関や地域住民と連携し、流域の自然的特性を活かした社会の振興に努める。

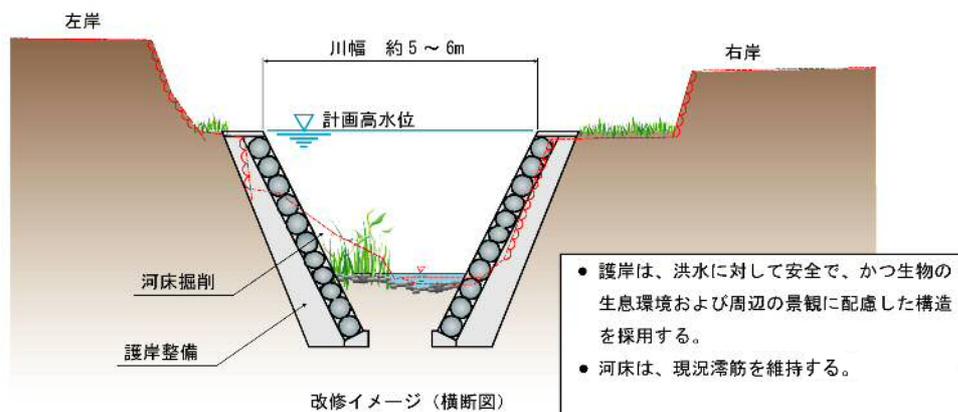
4 河川の整備の実施に関する事項

(1) 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

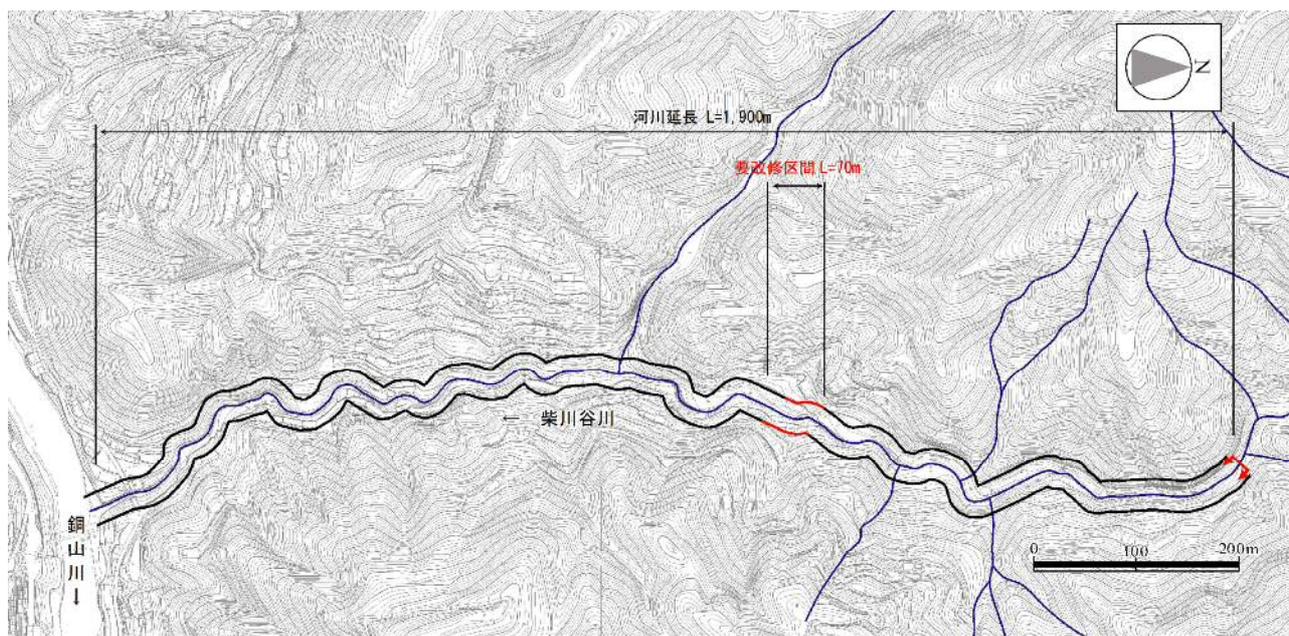
① 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

圏域内の河川の中で、洪水による災害を河川整備によって発生防止又は軽減可能となる柴川谷川を対象とし、護岸整備及び河道掘削による流下能力向上を主とした河道改修を実施する。護岸整備は洪水に対する安全性を確保しつつ、周辺環境および景観に配慮した工法を採用する。また河道掘削においては、動植物の生息・生育に配慮し、現況^{みおすじ}滞筋を維持するなど水際環境の保全に努める。

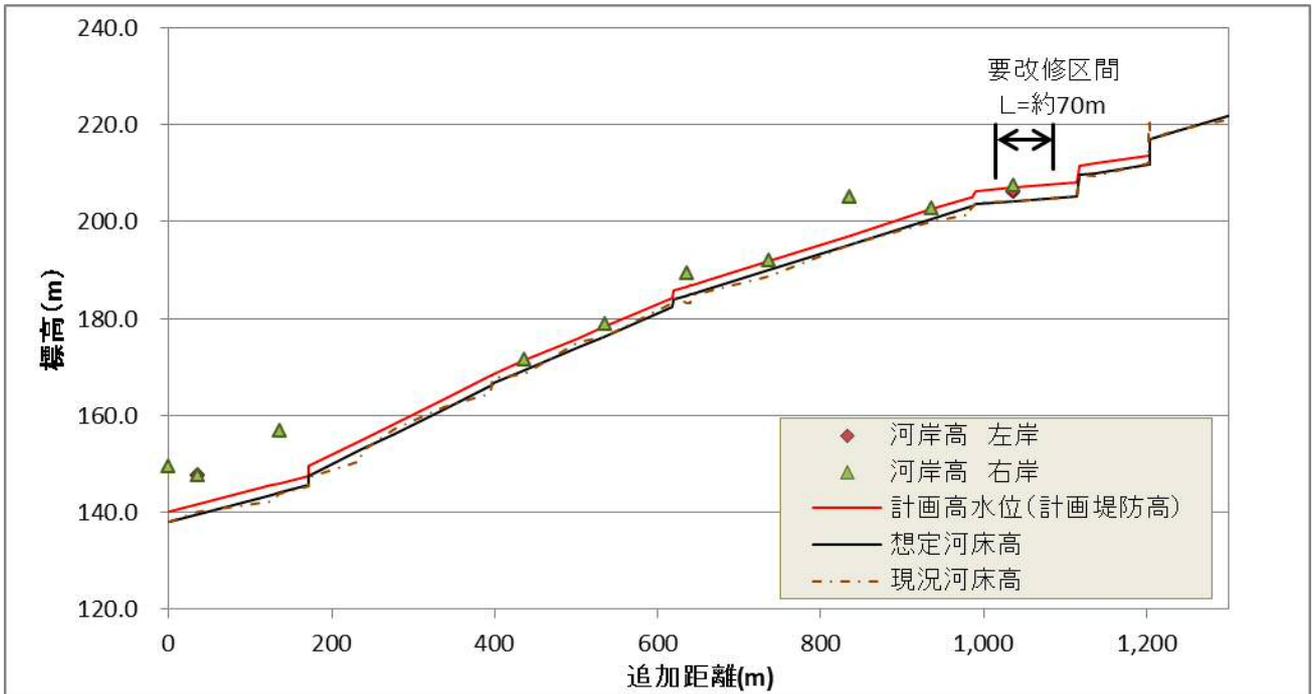
ア. 主要工事の概要



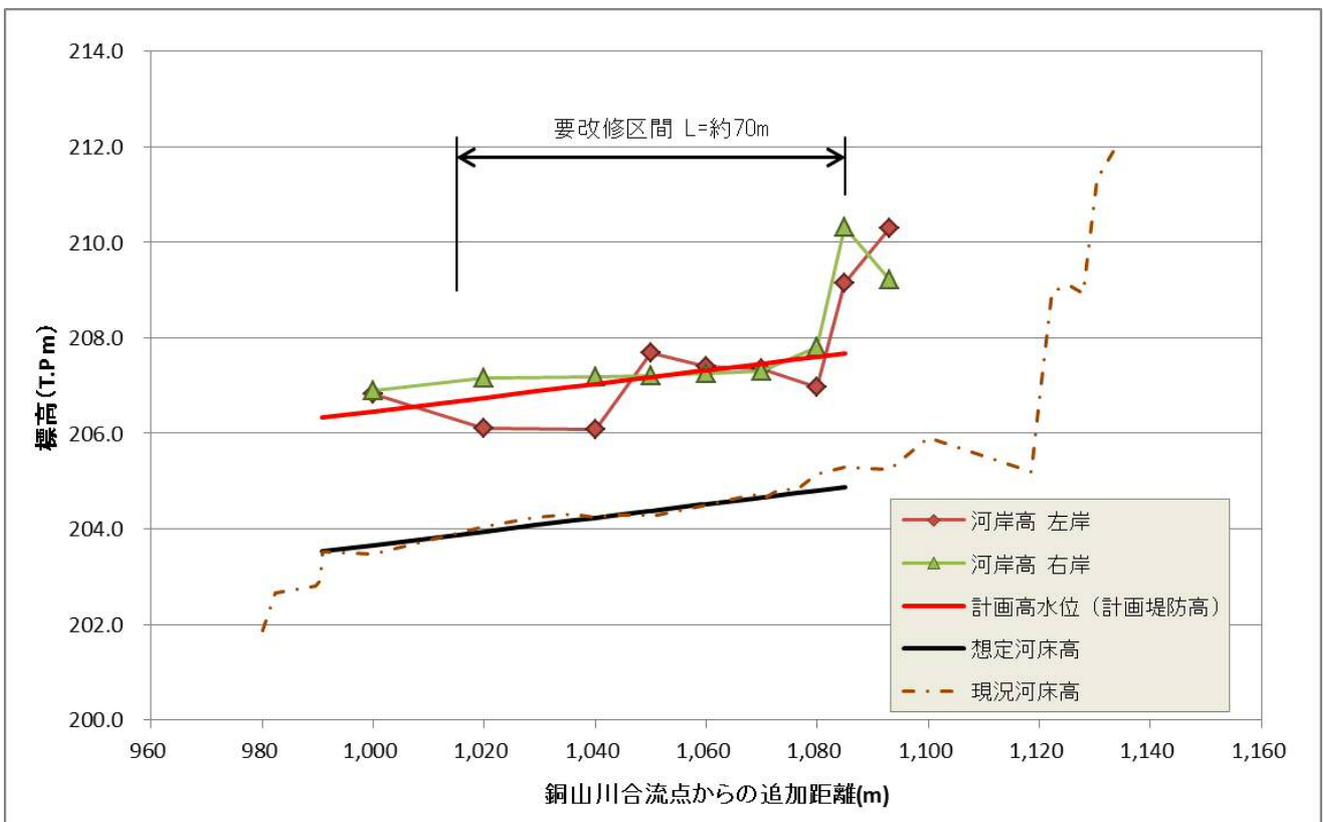
図表 8 横断面図



図表 9 平面図



(全体図)



図表 10 計画縦断面図 (詳細図)

(2) 河川の維持の目的、種類及び施工の場所に関する事項

三好西部圏域を流れる川は、その多くが住民生活や余暇活動の場として親しまれており、河川が有する治水・利水・環境機能の果たす役割は益々重要なものとなっている。

このため、河川管理者は、これら河川の機能・役割を維持するために、圏域内のすべての管理河川を対象として、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点から、次のような対策を行う。

① 洪水による災害の防止又は軽減に関する事項

ア. 流下に対する障害物の管理

洪水時の流下能力を維持するために、流下を障害する河道内の土砂堆積状況や樹木の繁茂状況等を監視するとともに、治水上の支障となる場合は、周辺河川環境にも配慮しながら、これらの除去、伐採等の必要な対策を行う。

イ. 河川構造物の維持管理

護岸や根固工などの損壊につながる河床洗掘、護岸の亀裂などを早期に発見し、必要な対策を行う。

② 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

圏域内の大半の河川については、流水の占用、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地、生息状況等に必要な流量を検討するための基礎資料の蓄積が不十分であることから、今後は各河川の流量や水質、河川環境の状況等を把握するため、河川の定期的な監視や情報収集に努め、各種調査を適切な時期に実施するよう努める。

また、渇水時には「吉野川水系水利用連絡協議会」をはじめとする関係機関との連携を図り、情報収集、提供を行い、渇水による影響の軽減に努める。

③ 河川環境の整備と保全に関する事項

ア. 河川環境の保全・維持管理

河岸形状や水域の連続性に配慮し、水辺に生育・生息する動植物の生育・生息場の維持に努める。

イ. 水質の保全

良好な河川の水質を維持するため、水質異常がみられる場合には、関係機関や河川周辺の住民等との連携により、その早期発見と迅速かつ適切な対処に努める。

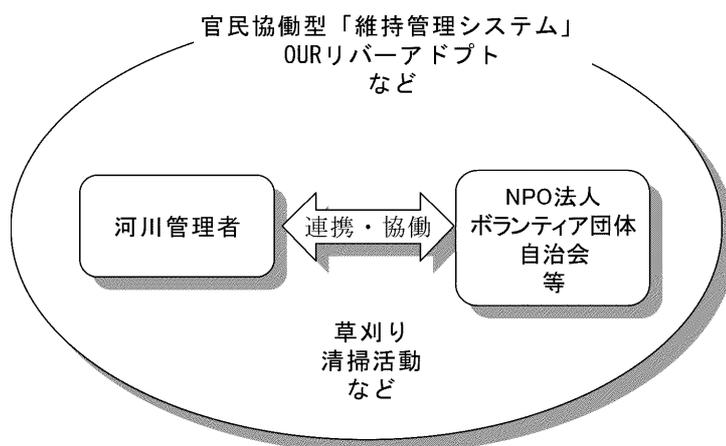
ウ. 河川空間の適切な管理

河川利用を妨げる不法投棄・不法占有を減らすため、河川巡視を実施し、必要に応じ町役場や警察と連携し警告看板を設置するなどの対策を行う。また、近年、アウトドア活動の場として圏域内の河川を利用する人が増加している。訪れる人達が安全に水辺空間を利用できるように、関係機関と連携して水辺施設の点検及び修繕などの対策を行う。

5 連携・協働

(1) 地域住民・関係機関等との連携・協働

河川環境を保全するためには、地域住民と密接な連携を図り、地域住民の理解と協力のもとで河川整備を進めることが必要である。環境保全活動や地域活性化の活動に取り組んでいる「伊予川芋炊き実行委員会」など、地元住民の活動と連携を強める取り組みが必要である。



図表 11 官民の連携・協働のイメージ図



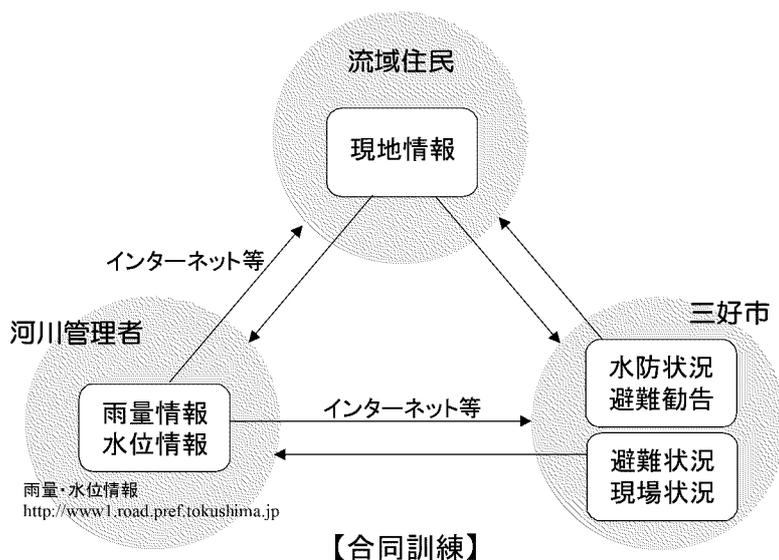
図表 12 芋煮会会場で開催された河川環境学習の実施状況（平成 24 年 11 月）

(2) 危機管理体制・水防活動

計画を上回る洪水が発生した場合においても、地域住民の安全と確保と被害の最小化が図られるよう、普段から三好市などの関係機関と連携し、水防等に関する啓発活動を行い、ソフト面の洪水対策を実施する。

また当圏域では、急峻な地形であり、洪水による災害と土砂災害が同時に発生するなど複合災害となった場合に、集落が孤立するなどが懸念されることから、砂防、道路及び農林などの関係機関と連携を図り、早期の災害復旧に努める。

情報連絡体制の強化



防災訓練水防・情報伝達訓練などを実施し、情報連絡体制の強化を図る

図表 13 情報連絡体制のイメージ図